強制預入金補償請求訴訟上告審判決

(大法院1970年11月30日判決)

→韓国戦後補償裁判総覧

【原告、上告人】ソク・イルジョン

【被告、被上告人】大韓民国

【原審の判決】 第1審ソウル民事地方

第2番ソウル高等1970.6.17.宣告69 나2792 判決

【主文】

上告を棄却する。

上告訴訟費用は原告の負担とする。

【理由】

原告訴訟代理人の上告理由を判断する。

軍政法令第57号により原告が預け入れたと主張する本件日本銀行券が対日民間の請求権の 一に該当するとしても、それだけでは国家に対する請求権とはなり得ないので、これはそ れ自体のみでは大韓民国憲法が保障する財産権とはいえず、国家が法律によりこれを支給 する具体的な義務を負担して初めて憲法によって保障される財産権となるというべきであ るところ、請求権資金の運用と管理に関する法律第5条第1項は大韓民国の国民が有する 1945 年 8 月 15 日以前の日本国に対する民間請求権はこの法に定める請求権資金中から補 償すべきであると規定し、この法では対日民間請求権は大韓民国が上記請求権資金の中か ら補償すべきであるという原則のみを明らかにし、その第2項では前項の民間請求権の補 償に関する基準、種類、限度などの決定に必要な事項は別に法律で定めると規定したが、 未だその法律が制定されていないので、上記の法律が制定されていない現在においては上 記の対日民間請求権に関する補償請求権はその具体的な内容と限界が法定されず、未だこ れを行使することのできる法律上の方法がないと言わざるを得ない。 そしてこのような対 日民間請求権に関する補償請求権は、憲法が正当な補償をしなければならないものと規定 した公共の必要による財産権の収用、使用または制限により発生した補償請求権ではない ことが明らかであるというべきであるから、本件原告の請求は認容できないとする原審判 決は正当というべきである(その上、原告が主張する日本銀行券が 1945 年 8 月 15 日以前 の日本国に対する民間請求権に該当するということについて何の立証もない)。これと見解 を異にし、本件補償請求権の徴発に関する補償請求権と同じ性質のものであることを前提 として徴発補償に関する当院の判例をあげて、原判決には補償の法理や大法院判例に違背 した違法があるという上告論旨は理由がない。

したがって、関与裁判官の一致した意見により上告を棄却することとし、上告訴訟費用は 敗訴者の負担として主文のとおり判決する。

> 大法院判事 ハン・ボンセ(裁判長) ソン・ドンウク

バン・ス*ノ*ン ナ・ハンユン ユ・ジェバン